

## 年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌）に諮り、その意見を踏まえて、平成 23 年 2 月 25 日、厚生労働省に対しあっせんし、平成 23 年 11 月 18 日、同省から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

年金請求書の提出に当たっては年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記入し金融機関の証明印を受けることとされているが、負担軽減を図る観点から、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える取扱いとすることにより、請求者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、職員の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の規定の改正及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。

（回答要旨）

厚生労働省では年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化について次の措置を講じた。

- 1 あっせんの趣旨を踏まえ、預金通帳の写し等によって裁定の請求等の手続を行うことができるよう国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を施行した。（平成 23 年 11 月 18 日に公布、同日施行）
- 2 上記改正について、日本年金機構理事長及び地方厚生（支）局長等を通じ、その取扱いに遺漏のないよう管内各市町村等への周知方を求める通知を発出。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課  
連絡先：行政相談業務室長 龍宮 克宏  
電話：03-5253-5425（直通）  
FAX：03-5253-5426  
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

## 年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化

### あっせん前

老齢基礎年金及び老齢厚生年金の請求に当たっては、請求書に、年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望する場合、金融機関名及び預金通帳の記号番号を記載するとともに、金融機関の証明書を添えて提出しなければならないとされている。(国民年金法施行規則第16条第1項及び第2項、厚生年金保険法施行規則第30条第1項及び第2項)

受取機関 いずれかを選んで記入してください	1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関コード	銀行 金庫 信組	②(フリガナ)	本店 支店 出張所	⑧預金通帳の口座番号
		都道府県名	②(フリガナ)		本店 支店 本店 支店	金融機関の証明 印
	2 ゆうちょ銀行 (郵便局)	④支払局コード	⑥貯金通帳の口座番号			ゆうちょ銀行(郵便局)の証明 印
			記号(左詰めでご記入ください。)	番号(右詰めでご記入ください。)		

口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきん年金事務所にお問い合わせください。

金融機関の証明印をもらわなければならないなんて負担だな…

あっせん

### 措置状況

厚生労働省では年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化について次の措置を講じた。

- 1 預金通帳の写し等によって裁定の請求等の手続を行うことができるよう国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を平成23年11月18日に公布、同日施行。
- 2 上記改正の趣旨について、日本年金機構理事長及び地方厚生(支)局長等を通じ、その取扱いに遺漏のないよう周知を求める通知を発出。

年金を請求する時に預金通帳の写しで手続ができるようになった!